

龍ヶ崎市営斎場予約システム利用要綱

(令和4年8月3日告示第142号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市営斎場予約システムの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) システム 龍ヶ崎市営斎場（以下「斎場」という。）を使用する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネットを利用することができるパソコン及びモバイル端末（スマートフォン・タブレットPC等））を利用して、斎場の空き状況の確認、使用の予約及び斎場使用料の支払を行うことができるシステムをいう。
- (2) 葬祭業者 葬祭業を営む法人又は個人をいう。
- (3) ID 利用者を識別する符号をいう。
- (4) パスワード 利用者のセキュリティ確保に必要な暗証符号をいう。

(利用対象者)

第3条 システムを利用することができる者は、葬祭業者のうちシステムの利用登録を受けたものとする。

(利用登録)

第4条 前条の利用登録を受けようとする者は、龍ヶ崎市営斎場予約システム利用登録（新規・変更・廃止）申請書（様式第1号。以下「利用登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により利用登録申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該葬祭業者（以下「利用者」という。）を登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、ID及びパスワードを設定し、龍ヶ崎市営斎場予約システム利用登録証（様式第2号）により、当該利用者へ通知するものとする。

(ID及びパスワードの管理)

第5条 利用者は、ID及びパスワードの漏えいその他の事故を防止するよう適切に管理しなければならない。

(使用料の納付)

第6条 利用者は、斎場の使用に伴う使用料の納付は、原則、キャッシュレス決済により行うものとする。

(変更等の届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 利用登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

(2) システムの利用を中止するとき。

(禁止行為)

第8条 利用者は、システムを利用する場合は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) システムを斎場の使用の予約以外の目的で利用すること。

(2) システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。

(3) ID及びパスワードを第三者に使用させること。

(4) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の停止)

第9条 市長は、利用者がこの要綱に違反したと判断したときは、システムの利用を停止することができる。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、利用者登録の抹消を行うことができる。

(1) 利用者がこの要綱に定める事項に違反したとき。

(2) 利用者が故意に正常なシステム運用を妨害したとき。

(3) ID及びパスワードを不正に利用したとき。

(4) 利用者が必要以上に予約の登録又は変更を行ったとき。

(5) 利用者が予約した内容と異なる施設利用を行ったとき。

(6) 利用者が3年以上システムを利用しないとき。

(7) その他システムの管理上支障があると認めたととき。

(システムの運用等)

第11条 市長は、システムの正常な機能を維持するため、仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の通知なく、システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことができる。

(1) システムの保守点検等を行う必要があるとき。

(2) システムの利用が著しく集中したとき。

(3) システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じたとき。

(4) 天災、事変その他非常事態が発生したとき。

(障害時等の措置)

第12条 市長は、システム障害その他の理由により、システムの利用ができないときは、電子メール又はファックス等により、利用者へ通知するものとする。この場合において、利用者は、電話等により、直接斎場に対し予約等を行うものとする。

(市の免責)

第13条 市長は、システムの利用に際して、利用者が受けた損害等について、

一切の責任を負わない。

- 2 前項の規定は、システムの利用の遅延又は運用の停止、休止、中断若しくは制限により損害が生じた場合についても適用する。

(個人情報保護)

第14条 利用者は、個人情報の適切な処理及び管理に努めなければならない。

- 2 市長は、利用者から取得した個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第15条 市長は、利用者が故意又は正規の利用方法に従わず、システムを破壊し、又はそのデータを消去し、若しくは破損したときは、その損害の賠償を求めることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条のシステムの利用登録を受けようとする者は、施行日前においても、第4条第1項の規定による利用登録の申請をすることができる。

龍ヶ崎市営斎場予約システム利用登録（新規・変更・廃止）申請書

龍ヶ崎市長 殿

所在地
申請者 商号又は名称
代表者職氏名

龍ヶ崎市営斎場予約システムの利用にあたり、次の登録項目の登録申請をいたします。
また、龍ヶ崎市営斎場予約システムの利用に際し、下記の項目を順守することを誓約します。

葬祭業者名	
支店・営業所名 (ID登録単位)	
住 所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
問い合わせ 担当者名	

- ※ IDは、支店、営業所単位で発行いたします。
- ※ 斎場使用料の納付については、原則、キャッシュレス決済による納付をお願いします。

提出先	龍ヶ崎市営斎場 茨城県龍ヶ崎市7091番地（FAX 0297-64-0511）
-----	--

【誓約項目】

1. 登録したID番号を第三者に使用させる行為はいたしません。
2. 「龍ヶ崎市営斎場」に関する規定に従い、他の利用者の迷惑となる行為はいたしません。
3. 登録事項に変更が生じたときは、速やかに「龍ヶ崎市営斎場」に届出いたします。
4. 上記、誓約内容に違反した場合は、予約システム利用の停止を受けても異議を申し立てません。

※ 斎場側記入欄（記入不要）

受付年月日	
ID付与年月日	
担当者	

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第2号（第4条関係）

龍ヶ崎市営斎場予約システム利用登録証

年 月 日

様

龍ヶ崎市長

龍ヶ崎市営斎場予約システム利用要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登録情報	I D		パスワード	
	葬祭業者名			
	支店・営業所名			
	住 所			
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

※ 注意事項

上記、登録情報の変更又は龍ヶ崎市営斎場予約システムの利用を廃止する場合は、「龍ヶ崎市営斎場予約システム利用登録（新規・変更・廃止）申請書」により変更又は廃止の届出をしてください。